

## 「第48回 コーデックス連絡協議会」の概要について

厚生労働省と農林水産省は、平成24年2月27日（月曜日）に、「第48回 コーデックス連絡協議会」を霞ヶ関中央合同庁舎5号館 専用15・16会議室において開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

### 1. 経緯

- (1) 厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。
- (2) 今回は、昨年10月以降に開催された3部会の報告と、本年3月から5月までに開催される7部会の主な検討議題の説明を行い、意見交換を行いました。

### 2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

#### (1) 第19回食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）

- ・ 議題4について、今回提案されているシステムと日本のPDCA（Plan・Do・Check・Act）サイクルにはどういった違いがあるのか、食品管理が様々ある中で一般化されたものを作る意義があるのか、実践的な効果はあるのかご質問がありました。これに対して概念についてはほぼ同一であり共通認識が得られている。また食品それぞれについて作成すること、すべてに対応することも難しいが、基本的な骨格部分については共通しており、まずは大きな筋道を作成することで対応出来ると考えている旨説明しました。また、国内の食品安全管理システムについてフレームワークを諸外国に対してわかりやすく説明できるようにするべきとのご意見を頂きました。
- ・ 議題5の公的証明書について、今後変わっていく可能性があるのか質問がありました。これに対し、様式については国により求めるものが違うということもあり、APECにて統一する動きがあるようだが、それについては受け入れられるものかどうか今後検討する必要があると認識している旨説明しました。

#### (2) 第33回栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）

- ・ 議題3について栄養参照量に関するデータだけでなく、考え方が共有され

ていない、あるいはデータが足りない状況で今後どうするのかご質問がありました。これに対して、オーストラリアを議長国とした電子作業部会において、再度、28種類すべての栄養素を対象として、栄養参照量に関するデータ等を精査していく旨説明しました。

- ・ 議題4aについてConvincingとProbableという言葉が使用されているが、どのような使い分けをするのかについてご質問がありました。これに対して、Convincing・Probableの定義についてはまだ確定していないが、ConvincingについてはWHOの報告書 (*Diet, Nutrition and the Prevention of Chronic Diseases*. WHO Technical Report Series 916) の定義に準拠しており、曝露と疾患の間に一致する相関関係があることなどを根拠としている一方、Probableについては、その他の報告 (世界がん研究基金 (WCRF) の報告書) 等も含めていくという案を脚注に記載している旨説明しました。

また、日本はProbableの必要性を主張しているが、健康強調表示についてProbableを入れても整合性がとれると考えているのかご質問がありました。これに対して、Probableを含めても問題ないと考えていること、またこの議題については、健康強調表示に対して適用はされないが、ある程度一致させたいという思惑から文言が記載されている旨説明しました。

また、UL (上限摂取量) とAMDR (許容される主要栄養素分布範囲) を含めることは理解したが、日本において目標量が示されているもの、あるいはAMDRが示されていないものはどういう扱いになるのかご質問がありました。これに対して、ナトリウム及び食物繊維など、日本に目標量が存在する栄養成分については、各国が策定する指標等の考え方に依存される旨説明しました。

さらに、諸外国との調和を考えたときに、日本やアジアのなかで今後主張していくことはあるのか質問がありました。これに対して、飽和脂肪酸やナトリウムなど各種栄養成分は各国の食習慣や摂取量など事情が異なってくるため、特にアジアでは、とりすぎ等が課題となる食塩摂取量 (ナトリウム) について、今後留意が必要である旨説明しました。

- ・ 議題6について調整補助食品の具体的に対象となる年齢について質問がありました。これに対して、24ヶ月齢以上の乳幼児については、このような食品の必要性は明らかにされていない旨報告されているものの、具体的な対象年齢が明記されているわけではない旨説明しました。

### (3) 第43回食品衛生部会 (CCFH)

- ・ 議題4についてウイルス検査の技術的格差がある中でステップ5/8に進め

るのでなく、格差を埋めてから進めた方がよいのではないかというご質問がありました。これに対して、まずは一般的な事項について作成することを目標として進めているものである旨説明しました。また、ウイルス制御について今後日本でもこれを受けて国内での衛生対策を考えているのかご質問がありました。これについて日本では食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針等について既に通知されており、生産者においては農林水産省にて対策している旨説明いたしました。さらに、本議題においてこのような食品管理・対策の仕組みを作成し、検査技術については別な手段で途上国に支援をするべきというご意見を頂きました。

- ・ 議題5について、日本が実務的な各事例の作業グループのリード国を務めていないのはなぜかというご質問がありました。これに対して、日本は作業部会の議長として全体に関与していく旨説明いたしました。
- ・ 議題7について、メロンのカットフルーツのみが対象となるのか、またなぜメロンについて作成しているのかご質問がありました。これに対して生産段階から全ての工程が含まれる旨、またこの文章は生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範の付属文書であり、個別食品に対して優先順位をつけて作成している旨説明いたしました。
- ・ 議題9について、スパイス及び乾燥芳香性植物に対するどのような細菌・ウイルスが問題となっているのかご質問がありました。これに対して、実際の議論はまだ始まっていないが、これまでに芽胞菌などの事例がある旨説明しました。

#### (4) 第33回分析・サンプリング法部会 (CCMAS)

- ・ 議題3について現場でのサンプリング法などが含まれているのかどうかご質問がありました。これに対して具体的な方法までは含まれないが、実行可能性を考慮するという文言が含まれている旨説明しました。
- ・ 議題4の食物繊維の分析について、複数の分析法が承認されていることから、分析者がデシジョンツリーに基づいて分析法を選択した際に、各国が選択した分析法によって値が異なってしまうのではないかと、食物繊維の定義について整理をするべきではないかというご質問がありました。これに対し、定義をさらに整理するとしてもそれはCCNFSDUで行われるべきものである旨、CCMASではCCNFSDUの決定を尊重して承認した複数の分析法の中から分析者

がどれを選べば良いか補足説明することを試みているのであり、既に複数の分析法が承認されている以上、1つの分析法でなければならないといったことにはならない旨説明しました。

(5) 第44回食品添加物部会（CCFA）

- ・ 議題5について、食品添加物の使用実態を前提とするのではなく、慎重な使用方法を模索することも必要とのご意見を頂きました。これに対して、消費者の健康に悪影響がないことが大前提であることまた、使用実態についての報告があった際に、目的とする効果を達成するための必要最小限の量であることを確認している旨説明しました。またこの必要最小限という言葉の受け止め方が、消費者団体と業界側および規制を行う側で異なっているのではないかというご意見を頂きました。
- ・ 議題5(d)のアルミニウムを含む食品添加物について、今後国内においても使用量の規制を行う動きはあるかというご質問がありました。これに対して、摂取量調査等を行い、その結果を踏まえ今後検討したい旨説明しました。
- ・ 議題5(f)の注釈161について日本はこの使用を止めるべきとの立場であると連絡協議会で以前報告があったと記憶しているが、国際汎用添加物との関係を教えて欲しいというご質問がありました。これに対して、注釈161についてはコーデックスが国際的な調和を図る場であり、不明瞭な部分を残さないとの観点から使用を止めるべきという立場である一方、国際汎用添加物については注釈161と直接的な関係はないが、JECFAで安全性が評価され、かつ欧米で使用可能な添加物について、申請者がなくとも国が主体となって指定制手続きを進めることとしているものである旨を説明しました。
- ・ 議題9(b)について食品安全委員会が添加物評価指針を作成した際に再評価について触れていると思うが、JECFAの再評価メカニズムとの整合性を教えて欲しいというご質問がありました。これに対して、リスク評価側の食品安全委員会の指針では毒性に関する新たな情報が出て有害な影響が指摘された場合に再評価を行うこととなっているが、リスク管理側のCCFAでの再評価規程では有害な影響の指摘に加え、JECFAによる再評価がいつ頃実施されたのか、該当添加物が含まれている食品の摂取量が増えているかなどが考慮されることとなっている旨説明しました。

(6) 第6回汚染物質部会 (CCCF)

- 最大基準値原案を検討する際、食品からの暴露量はどのように決めるのかというご質問がありました。これに対して、汚染物質の含有実態を踏まえた仮の基準値を設定し、その基準値を超えるデータを排除したうえで食品中濃度分布と食品摂取量の分布から暴露量を計算し、それが設定されている毒性の指標を下回るかどうか評価を行うこと、また摂取量については基本的にはWHOのGEMS/FOODのデータを使用するが、場合によっては地域のデータを使うこともあり、コメにおけるカドミウムの基準値の検討の際には日本のデータを用いた事例もある旨説明しました。また、放射性物質についてCCCFにおいて取り上げる可能性があるかについてご質問がありました。これに対して、既に放射性物質の基準値は策定されており、現在までのところ新たな基準値を議論するという動きはなく、新しいエビデンスがないと議論は難しいこと、他方、他の部会において緊急時の情報交換に関する議題は議論されている旨を説明しました。
- 議題5について、分析法や認証標準物質がない段階で、無機ヒ素の基準値を決めるべきではなく、コメ中のヒ素に関する十分なデータが手に入るように特にアジア諸国に働きかけることが必要とのご意見及び日本における影響についてご質問がありました。これに対して、日本としては基準値設定に係るコーデックスの原則に従ってデータを集めるべきという立場で、分析法の開発について積極的に協力していきたいこと、各国との協力についても特に無機ヒ素のデータ収集について前向きに考えていきたいこと、また、日本における影響については、基準値案に対する想定超過率は著しく高いものではないが、いずれにしてもコーデックスの原則に基づいた基準値の設定を求めていく旨説明いたしました。また、コーデックスで議論が行われているヒ素、鉛などの物質について、国内では食品安全委員会の評価に時間がかかっており、方針が決まっていないものが多い、コーデックスで各国と議論を行う際にはJECFAにおける評価結果を踏まえた管理措置を議論する必要がある、我が国でもJECFAが評価した物質については食品安全委員会におけるリスク評価を速やかに実施すべきではないかというご意見を頂きました。これに対して、厚生労働省としては食品安全委員会の評価を待たずして規格基準を設定することは難しい一方で、食品安全委員会と情報共有を密にしていきたい旨説明しました。
- 議題11について、3-MCPDエステル等に関するデータを国内でも積極的に情報共有して欲しいとのご意見を頂きました。これに対して、現在3-MCPDエ

ステル等の分析法を開発している段階であり、開発でき次第実態調査を行い、その結果を公表する旨説明しました。

(7) 第 27 回一般原則部会 (CCGP)

- ・ 議題 4 について、規格策定に当たっては経済的要因がどの程度なのかをしっかりと議論するという方向で対応していくことが必要というご意見を頂きました。
- ・ 議題 5 の手続マニュアル上の Hazard の定義（” A biological, chemical or physical agent in, or condition of, food with the potential to cause an adverse health effect” ）に関し、新たに” effect” に着目した定義を考える必要はなく、” agent” に着目した定義のままでよいとのご意見を頂きました。
- ・ 議題 7 について過去、OIE の会議が必ずしもオープンでなく、議論の透明性が十分でないという議論を聞いたことがあるが、現状はどうか、今後とも透明性の確保については強力に要請して頂きたいとご質問を頂きました。これに対して、OIE の委員会は専門的な議論を尽くすために委員のみの会議となっているが、加盟国側からステークホルダーに意見聴取したうえで文書によるコメントを提出していること、委員会も以前より詳しく、検討内容をレポートに公開するようになってきている旨説明しました。

(8) 第 44 回残留農薬部会 (CCPR)

- ・ 議題 6 についてパイロットプロジェクトの目的は何かとご質問がありました。これに対して、まだ登録されていない新しい農薬の国際的な残留基準（コーデックス MRL）をできるだけ早く設定することが目的であり、農薬の登録を迅速化するために複数国が行うジョイントレビューと、コーデックス MRL を設定するための JMPR のリスク評価を同時並行的に実施するというものである旨説明しました。
- ・ 議題 10 について、コーデックス MRL の定期的な再評価システムの見直しに、日本としてもコーデックス MRL の科学的な信頼性を確保するため積極的に関与すべきとご意見を頂きました。

(9) 第 20 回食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF)

- ・ 議題 10 について 8 剤を対象としているが、日本は、a) 人への健康への懸

念から ADI/MRL を設定していない動物用医薬品、b) 人の健康のリスクに評価に必要な情報の不足により未だ ADI または MRL が設定されていない動物用医薬品の 2 つに分けられる立場ということでよいかというご質問がありました。これに対してカルバドックス、クロラムフェニコール、マラカイトグリーンについては a) に入るという立場である旨説明いたしました。

- ・ 議題 6 について対象の薬剤は抗生物質であるかご質問がありました。これに対して抗生物質のみならず駆虫薬等も含まれている旨説明しました。
- ・ 議題 8(b) について一斉分析法とはどのような性格のものなのかご質問がありました。これに対して、1 つの物質をターゲットに絞って分析を行うものでなく、複数の物質を同時に分析するものである旨説明しました。

(10) 第 40 回食品表示部会 (CCFL)

- ・ 議題 4 について義務的栄養表示について各国の事情があるにしろ、日本がリーダーシップを取れるようにした方がよいとのご意見を頂きました。
- ・ 議題 5 について有機養殖漁業とはどういう概念のものかご質問がありました。これに対して、作業文書は未着であるものの、EU の提案においてはきれいな水で飼育する、肉食魚に対して植物性の餌を与えない等の記載がある旨説明いたしました。

— お問い合わせ先 —

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 企画情報課 国際食品室  
担当：横田、石亀（電話：03-5253-1111 内線 2408）

農林水産省 消費・安全局 消費・安全政策課  
担当：近藤、宮田（電話：03-3502-8111 内線 4471）